

技能士の活用等の取り組みについて

建設部建築住宅課

1 技能検定について

技能検定とは、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができる。

2 技能検定の種類

(1) 職種

機械加工、建築大工やファイナンシャル・プランニングなど全部で128職種

(2) 等級区分

試験の難易度によって1級、2級、3級に分かれる。また、職種によっては難易度を分けないで行う単一等級もあり、さらに、職種によっては管理・監督者向けの特級がある。

3 公共建築工事における適用について

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事及び機械設備工事）」において、適用する技能検定の職種及び作業の種別は特記によるとされている
- (2) 適用する技能士は1級又は単一等級の資格を有する者
- (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、施工品質の向上を図るための作業指導を行う

4 長野県発注工事での適用について

- (1) 昭和56年1月13日付けの建設大臣官房官庁営繕部監督課長から「営繕工事における技能士の取り扱いについて」通知を受け適用
- (2) 大規模な新築工事（延べ面積3,000㎡以上）及びこれに相当する増改築工事、その他必要と認められる工事において、工事特記仕様書に適用する工事種別及び作業の種別を明示
- (3) 適用する工事種別等については、工事作業量、作業難易度及び工事個所の所在する地域の資格者数等を考慮して決定